

公衆浴場施行条例等及び旅館業法施行条例等の改正について(案)

1 改正の主な事項について

- (1) レジオネラ症対策の強化
- (2) 混浴制限年齢の引下げ

2 レジオネラ症対策強化のための改正について

(1) 改正の考え方

東京都管内の公衆浴場及び旅館業における入浴施設の衛生に係る事項については、公衆浴場法及び旅館業法に定められているほか、公衆浴場施行条例等及び旅館業法施行条例等により規定している。

国は、入浴施設のレジオネラ症対策に関する厚生労働科学研究で、最新の知見等が得られたこと等を踏まえ、公衆浴場及び旅館業における維持管理の指導指針である公衆浴場における衛生等管理要領及び旅館業における衛生等管理要領（以下これらを「衛生等管理要領」という。）を令和元年9月19日に改正し、都道府県等が行う規定整備のための技術的助言として示した。

そのため、東京都では、衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、公衆浴場施行条例等及び旅館業法施行条例等に定める構造設備及び衛生措置の基準を見直し、レジオネラ症対策を強化する。

(2) 改正内容

① 気泡発生装置等の構造設備基準を新設

(公衆浴場施行条例：第3条関係)

(旅館業法施行条例：第7条関係)

たまり水や汚れを適切に除去できるよう、点検、清掃及び排水について、新たに規定する。

② 調節槽の衛生措置基準を新設

(公衆浴場施行条例：第3条関係)

調節槽から供給される温水の衛生を確保できるよう、定期的な点検、清掃及び消毒を実施し、汚れやぬめりを除去する旨を新たに規定する。

- ・ 点検(随時)
- ・ 清掃(1回以上/年)
- ・ 消毒(1回以上/週)

※ 調節槽:洗い場のシャワーや湯栓に適温の湯を送るため、湯と水を混ぜて温度を調節する槽

③ 貯湯槽の衛生措置基準を改正

(公衆浴場施行条例：第3条第1項第8号の2関係)

(旅館業法施行条例：第4条第7号ニ関係)

現行の条例では、温泉を貯留する槽の衛生措置基準について規定しているが、全ての温水を貯留する槽を対象を拡大する。

また、より適切に清掃及び消毒が実施できるよう、汚れやぬめりを除去する旨の規定を追加する。

④ 浴槽水の消毒の衛生措置基準を改正

(公衆浴場施行条例：第3条第1項第8号の3ニ関係)

(旅館業法施行条例：第4条第7号ホ(4)関係)

現行の条例では、浴槽水の消毒方法の例外として「塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用する等」と規定しているが、浴槽水の消毒が適切に行われるよう、条例等においてその方法を明確にする。

・モノクロラミン消毒(濃度3mg/L以上) など

※ モノクロラミン消毒:温泉等のアルカリ条件下(pH8から10まで)で、殺菌効果が期待できる。

3 混浴制限年齢引下げのための改正について

(1) 改正の考え方

東京都管内の公衆浴場における混浴制限年齢については、風紀に必要な措置として、公衆浴場施行条例で規定している。

国は、厚生労働科学研究「子どもの発育発達と公衆浴場における混浴年齢に関する研究」において、混浴制限年齢を引き下げることで、「公衆浴場における混浴に関するトラブルを防止することによって、公衆浴場業界の発展が期待される。同時に、子どもたちが公衆浴場で性的な被害を防ぐことや、子どもたちの望まない混浴を回避することにもなり、子どもの健やかな発育発達にも寄与できる」とした結果を受け、衛生等管理要領の浴場等での男女の混浴制限年齢を引き下げる改正を令和2年12月10日に行った。

そのため、東京都では、衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、公衆浴場施行条例の男女の混浴制限年齢を引き下げる。

(2) 改正内容

(公衆浴場施行条例：第3条第1項第11号関係)

男女の混浴制限年齢を10歳以上から7歳以上に引き下げる。

4 施行時期について

(1) レジオネラ症対策の強化

① 構造設備基準

公布の日からおおむね3か月後

② 衛生措置基準

公布の日からおおむね6か月後

(2) 混浴制限年齢の引下げ

公布の日からおおむね6か月後